

屋久島町条例第 号

屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、屋久島町エコツーリズム推進全体構想（以下「構想」という。）を実現するために必要な事項を定めることにより、エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「自然観光資源」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 屋久島に在来の動植物及びその生息地又は生育地に存するその他の自然環境に係る観光資源に資するもの
- (2) 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源に資するもの

2 この条例において「エコツーリズム」とは、観光旅行者が自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、自然観光資源の保護に配慮しつつ自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

3 前2項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 屋久島の価値を生み出す基盤である自然観光資源の価値を維持し、又は向上させ、エコツーリズムを永続的に発展させるために、法、自然公園法（昭和32年法律第161号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他自然環境の保全に係る関係法令により自然観光資源の適切な保全及び管理を行うとともに、その持続的利用を図るものとする。

2 屋久島の自然観光資源の保全及び管理は、町長がエコツーリズムの実施の状況を監視し、その監視の結果に対し専門家による科学的な評価を加え、その評価を反映させつつ行うものとする。

3 エコツーリズムの実施に当たっては、住民、観光関連事業者、観光旅行者、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づく特定非営利活動法人、研究者等有識者、行政機関等の参加の下、自然観光資源の適正な保全と観光産業その他の地域産業との結びつきを重視した持続的な利用を永続的に将来へとつなげていくために、自然と人との共生に配慮しなければ

ならない。

(特に保護措置が必要な自然観光資源の指定)

第4条 町長は、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがあり、保護のための措置を講ずる必要がある次の自然観光資源を、特に保護措置が必要な自然観光資源として指定する。

- (1) 縄文杉に至る大株歩道周辺の自然植生
- (2) 永田浜のウミガメ
- (3) 西部地域の生態系及び歴史的資源

(特に保護措置が必要な自然観光資源に関する規制)

第5条 特に保護措置が必要な自然観光資源を損なうおそれのある次に掲げる行為は、規制を行うものとする。

- (1) 縄文杉に至る大株歩道周辺の自然植生に関する規制
 - ア サル、シカ等の野生動物に餌を与えること。
 - イ 飼養動物(盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。)を連れて行くこと。
- (2) 永田浜のウミガメに関する規制
 - ア 毎年5月1日から8月31日までの期間における19時30分から翌日の5時までの間に懐中電灯等の照明器具を使用すること。
 - イ 毎年5月1日から8月31日までの期間における19時30分から翌日の5時までの間にカメラ等によりフラッシュ撮影を行うこと。
- (3) 西部地域の生態系及び歴史的資源に関する規制
 - ア サル、シカ等の野生動物に餌を与えること。
 - イ 飼養動物(盲導犬、介助犬、聴導犬及び猟犬を除く。)を連れて行くこと。
 - ウ 住居跡地等に所在する産業及び生活遺跡に属するもの(食器、林業器具等)を持ち去ること。

2 前項各号の行為に該当する場合であっても、屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例施行規則(以下「規則」という。)で定める行為は、行うことができる。

3 町の職員(以下「職員」という。)は、特に保護措置が必要な自然観光資源の所在する区域内において、第1項各号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるよう指示することができる。

4 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特に保護措置が必要な自然観光資源の所在する区域への立入制限)

第6条 町長が第4条の規定により指定した特に保護措置が必要な自然観光資源

の所在する区域へは、あらかじめ町長の承認を受けた者以外は、立ち入ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であってエコツーリズム推進法施行規則（平成20年文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省令第1号）第7条各号に掲げる行為を行うために立ち入る場合については、この限りでない。

2 前項の承認は、第3条第2項に定める自然観光資源の保全及び管理に係る実施状況の監視及び評価に基づき、規則で定める立入人数、期間その他必要な事項の範囲内において行うものとする。

3 職員は、第1項の規定に違反して当該区域に立ち入る者があるときは、当該区域への立入りをやめるよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。

4 前条第4項の規定は、前項の職員について準用する。

（立入手続）

第7条 前条第1項の規定による承認の申請は、規則で定める申請書を町長に提出して行うものとする。

2 町長は、前項により承認をしようとするときは、当該承認を受ける者（以下「立入者」という。）に対し、規則で定める承認証を交付するものとする。

3 町長は、特に保護措置が必要な自然観光資源の所在する区域へ立ち入ろうとする者が、団体としての取扱いを希望する場合は、その代表者に対し、規則で定める承認証を交付するものとする。この場合、第1項の申請の手続は、当該団体の各構成員について行われたものとみなす。

（手数料）

第8条 前条の承認の申請に係る手数料は、立入者1人につき400円とする。

2 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明その他町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（郵送料の徴収）

第9条 郵送により承認証その他の書類の送付を求める者からは、前条第1項に規定する手数料のほかに、郵送料を徴収する。

（立入手続事務に係る指定事務機関）

第10条 町長は、指定する者（以下「指定事務機関」という。）に、第7条第1項に規定する申請書の受理、第2項及び第3項に規定する事務（以下「立入承認関係事務」という。）、第8条に規定する手数料の徴収又は収納の事務及び前条に規定する郵送料の徴収の事務等の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定事務機関の指定（以下「指定」という。）は、立入承認関係事務を行お

うとする者の申請に基づき町長が審査し、決定することにより行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

(1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産者で復権を得ないもの

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、法の規定により刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4) 第13条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(5) 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

4 町長は、第1項の指定をするときは、その旨を公示しなければならない。

(指定事務機関の遵守事項)

第11条 指定事務機関は、立入承認関係事務の開始前に当該事務の実施に関する規程を定め、町長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定事務機関は、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、指定を受けた後遅滞なく）町長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定事務機関は、毎事業年度の経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、町長に提出しなければならない。

4 指定事務機関は、町長の許可を受けなければ、その立入承認関係事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

5 町長は、指定事務機関が前項の許可を受けてその立入承認関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定事務機関が天災その他の事由によりその立入承認関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、その立入承認関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(秘密保持義務等)

第12条 指定事務機関の職員は、立入承認関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定事務機関に対する監督命令等)

第13条 町長は、指定事務機関に対し、立入承認関係事務に関し監督上必要な命

令をすることができる。

- 2 町長は、指定事務機関が第11条第1項から第4項までの規定に違反したとき、前項の規定による命令に違反したとき、その他その立入承認関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)

第14条 町長は、指定事務機関に対し、その立入承認関係事務に関し報告を求め、又は職員に、指定事務機関の事務所に立入り、指定事務機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は質問させることができる。

(屋久島ガイド登録制度)

第15条 町長は、法第5条の規定により設置した屋久島町エコツーリズム推進協議会(以下「協議会」という。)と連携して屋久島ガイド登録制度を構築する。

- 2 町長は、別に定める基準に適合するガイドを屋久島ガイドとして登録し、インターネットの利用その他の適切な方法により、エコツーリズムに参加しようとする観光旅行者その他の者に周知しなければならない。
- 3 屋久島ガイドは、別に定める事項を遵守しなければならない。

(西部地域認定ガイド制度)

第16条 町長は、第4条に規定する西部地域の生態系及び歴史的資源の適切な保護と利用を図るために、協議会と連携して西部地域認定ガイド制度を構築する。

- 2 町長は、前条第2項に規定する屋久島ガイドのうち、別に定める基準に適合するガイドを西部地域認定ガイドとして認定し、インターネットの利用その他の適切な方法により、エコツーリズムに参加しようとする観光旅行者その他の者に周知しなければならない。
- 3 西部地域認定ガイドは、別に定める事項を遵守しなければならない。

(広報活動等)

第17条 町長は、広報活動等を通じて、エコツーリズムに関し観光旅行者その他の者の理解を深めるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第18条 町長は、エコツーリズムを推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(構想の公表及び見直し)

第19条 構想の変更又は廃止を行ったときは、公表する。また、実施状況について毎年度点検を実施し、見直しが必要な場合は、適宜見直しを行うこととする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 第5条第3項の規定による職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項各号に掲げる行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

2 詐欺その他不正の行為により、第8条の規定による手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第21条第1項の規定は、法第6条第2項の規定による認定の日から起算して30日を経過した日から施行する。

2 第6条から第14条まで及び第21条第2項の規定は、当分の間、これを適用しない。

(検討)

第2条 町長は、法第6条第2項による認定を受けた場合において、第4条から第7条の規定について速やかに検討を加え、認定全体構想に従い、必要な見直しを行うものとする。